

# キャンベラ補習授業校運営委員会規則

キャンベラ補習授業校は、本校の置かれた特別な環境ゆえに、補習校活動への保護者の全面的な協力が必要である。そこで、保護者全員の参加と協力の原則の下、講師とともに補習校の授業、行事、その他活動の円滑な運営を図るため、以下のように運営委員会を設け、その規則を定める。

## 第一章 総 則

(規則制定の目的)

第一条 本規則は、キャンベラ補習授業校規則（以下「補習校規則」という。）に基づき設置されたキャンベラ補習授業校（以下「補習校」という。）運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織、運営に関する事項を定めることを目的とする。

(運営委員会の任務)

第二条 運営委員会は、補習校の運営に関する次の事項について審議し、決定し、執行する。

- (1) 補習校規則の制定、改正。
- (2) 補習校規則に基づく細則の制定、改正。
- (3) 補習校の運営、管理に関する事項。
- (4) 補習校の予算及び、決算に関する事項。
- (5) その他必要事項。

## 第二章 組 織・運 営

(構 成)

第三条 運営委員会は、補習校の児童及び生徒の保護者（以下「運営委員」という。）並びに補習校代表が特に指定する者によって構成する。

(役 員)

第四条 運営委員会の事務を遂行するために次の役員を置き、次のとおり業務を分掌させる。

- (1) 委員長
  - ア、運営委員会の事務統括。
  - イ、運営委員会の開催及び議事の進行。
  - ウ、委員長不在の場合には、業務代行者として委員長代理を指名する。
- (2) 総務委員
  - ア、総務に関する事項（運営委員会の開催及び議事録の作成、児童・生徒・講師名簿の作成、資格審査に関する事務、講師採用に関する事務等）。
  - イ、その他、委員長の命ずる事項。
- (3) 教務委員
  - ア、教務に関する事項（教材・備品・図書の調達及び管理、漢字検定・巡回指導等の学校行事の協力・実施等）。
  - イ、その他、委員長の命ずる事項。
- (4) 校務委員
  - ア、校務に関する事項（運動会・遠足・親睦会等の学校行事の企画・実施等）。
  - イ、その他、委員長の命ずる事項。
- (5) 会計委員
  - ア、会計事務に関する事項。
  - イ、その他、委員長の命ずる事項。

(役員 の 指 定)

第五条 役員は、運営委員の中から互選により選任される。

- 2 役員 の 任 期 は、選 任 さ れ た 日 の 属 す る 教 育 年 度 の 末 日 ま で と す る が、再 任 を 妨 げ な い。

(議 決)

- 第六条 第2条第1号及び第2号に係る議決は、半数以上の運営委員が出席する運営委員会において、出席運営委員の2/3の賛成をもって成立するものとする。
- 2 第2条第3号から第5号に係る議決は、半数以上の運営委員が出席する運営委員会において、出席運営委員の過半数の賛成をもって成立するものとする。
  - 3 保護者の議決権については、一家族一票とする。

付則

本規則は平成14年4月1日から施行する。

付則（平成19年9月22日改正）

本規則は平成19年9月22日から施行する。

付則（平成19年11月3日改正）

本規則は平成19年11月3日から施行する。